

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

### 鳥取市規則第9号

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鳥取市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第7号中「始期」を「終期」に改め、「とし、6日目以降の休暇は無給とする。」を削り、同項第8号中「7月」を「6月」に、「9月」を「10月」に改め、同項に次の3号を加える。

- (14) 会計年度任用職員が、生後満1年に達しない子を育てる育児時間（男性職員にあっては、配偶者が鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則別表第2に該当する場合を除く。） 1日2回、1回1時間以内
- (15) 要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の世話（介護又は通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をいう。）を行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者

の勤務時間を考慮し、市長の定める時間) を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

- (16) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認める場合 その都度必要と認める期間

第16条第2項中「第4号から第8号まで」を「第4号」に改め、同項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。